

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 広島フェスティバル・アウトレットマリーナホップ

(2) 所在地 広島市西区観音新町四丁目2874番94外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社広島まちづくりファンド

代表取締役 杉川 聡

広島市中区大手町五丁目3番12号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 18,337㎡

(変更後) 14,285㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
アウトレット棟西側	626台
アウトレット棟北側	321台
アウトレット棟南側	92台
西 側 敷 地	279台
北 側 敷 地	161台
合 計	1,479台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
アウトレット棟西側	501台
アウトレット棟北側	218台
アウトレット棟南側	71台
西 側 敷 地	20台
北 側 敷 地	10台
合 計	820台

※アウトレット棟西側整備台数520台の内501台を来客用の届出台数とする。

※アウトレット棟北側整備台数234台の内218台を来客用の届出台数とする。

※西側敷地整備台数575台の内20台を来客用の届出台数とする。

※北側敷地整備台数161台の内10台を来客用の届出台数とする。

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	容 量
アウトレット棟東側	117立方メートル
中型専門店南側	32立方メートル
大型専門店1南側	82立方メートル
大型専門店2南側	85立方メートル
合 計	316立方メートル

(変更後)

位 置	容 量
アウトレット棟東側	117立方メートル
中型専門店南側	32立方メートル
大型専門店1南側	82立方メートル
合 計	231立方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容 量
アウトレット棟東側	24立方メートル
アウトレット棟東側	35立方メートル
大型専門店1南側	40立方メートル
大型専門店2南側	30立方メートル
合 計	129立方メートル

(変更後)

位 置	容 量
アウトレット棟東側	24立方メートル
アウトレット棟東側	35立方メートル
大型専門店1南側	40立方メートル
合 計	99立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

店舗区画	開店時刻	閉店時刻	備考
全区画	午前10時00分	午後10時00分	

(変更後)

店舗区画	開店時刻	閉店時刻	備考
アウトレット棟東側区画	午前 0時00分	午後12時00分	24時間営業
その他区画	午前10時00分	午後10時00分	

イ 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

位 置	駐車可能時間帯
すべて	午前8時00分から午後10時30分まで

(変更後)

位 置	駐車可能時間帯
アウトレット棟北側を除くすべて	午前8時00分から午後10時30分まで
アウトレット棟北側	午前0時00分から午後12時00分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位 置	出入口の数	収容台数
アウトレット棟西側 アウトレット棟北側 アウトレット棟南側	8 か所	北側入口 2 か所
		北側出口 2 か所
		西側入口 2 か所
		西側出口 2 か所
西 側 敷 地	2 か所	入口 1 か所
		出口 1 か所
北 側 敷 地	1 か所	出入口 1 か所
合 計	11 か所	

(変更後)

位 置	出入口の数	収容台数
アウトレット棟西側 アウトレット棟北側 アウトレット棟南側	8 か所	北側入口 2 か所
		北側出口 2 か所
		西側入口 2 か所
		西側出口 2 か所
西 側 敷 地	3 か所	敷地内北側入口 1 か所
		入口 1 か所
		出口 1 か所
北 側 敷 地	1 か所	出入口 1 か所
合 計	12 か所	

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

令和3年4月25日

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

イ 荷さばき施設の位置及び面積

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

令和3年4月25日

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客者が駐車場を利用することができる時間帯

令和2年10月1日

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

令和2年8月25日

5 届出年月日

令和2年8月24日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和2年8月26日から同年12月26日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年12月26日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課